コンピュータ帳票見積仕様書

次に掲げる物件について、 2026年12月1日(火) までに見積書を資産活用課へ提出してください。

見積書提出用メールアドレス【chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp】

なお、見積書は番号ごとに分けてください。※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。(競争は見積金額で行います。)
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表は金曜日を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、**落札された場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領(契約締結)してください。**

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいた ものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

※何番の見積書であるかを必ず見積書内に記載してください。 手書き可。 例)⑤ 例)No.5 例)番号:5

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	資産税課	76906	名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋・償却資産)	仕様書のとおり	搬入	12,000枚	資産税課	2027年3月3日
			価格等決定(修正)通知書・更正(賦課)決定通知書	仕様書のとおり	搬入	12,000枚	資産税課	2027年3月3日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No.1-1 【資産税課　帳票印刷仕様書】

項　　目	仕　　様
帳票名	名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）
規　格	紙質：上質（５５g/㎡） 文字：一色刷り　緑　両面印刷 A4版 その他見本のとおり
字　体	ゴシック体及び明朝体
サイズ	A4
レイアウト	原稿表、裏及び見本のとおり 原稿は、A4　Excel様式のデータをお渡しします。
連単区分	単票
印刷枚数	１２,０００枚
校正	要校正（１回）
納品方法	搬入
納入期限	２０２７年（令和9年）2月3日（水）以降 ２０２７年（令和9年）3月3日（水）まで　１２,０００枚
納品場所	資産税課（福山市東桜町３番５号　本庁舎２階）
担当	資産税課　℡ 084 - 928 - 1022（直通）　担当　下村

原稿

A4　上55　2027.3　12,000

名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）の見方

※全て賦課期日（1月1日）時点の内容です。

区分	土地又は家屋の所在地		不動産番号	固定	課税標準額(円)	本則課税標準額(円)	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積(㎡)	建築年	評価額(円)		軽減税額(円)	減免税額(円)	相当税額(円)
現況地目又は構造	現況地積又は床面積(㎡)	現況階層		都計	課税標準額(円)	本則課税標準額(円)	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積(㎡)	現況屋根			軽減税額(円)	減免税額(円)	相当税額(円)

備考		地積	固定 課税標準額(円)	固定 負担水準	都計 課税標準額(円)	都計 負担水準
	小規模住宅用地					
	一般住宅用地					
	上記以外の土地					

①	②		③	固定	⑭	⑱	㉒
④	⑤	⑥	⑬		⑮	⑲	㉓
⑦	⑧	⑨		都計	⑯	⑳	㉔
⑩	⑪	⑫			⑰	㉑	㉕

小規模住宅用地						
一般住宅用地	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	
上記以外の土地						

① 土地、家屋の別を表しています。

② 土地の場所、家屋が建っている場所を表しています（住居表示の住所とは異なります。）。

③ 登記簿上の不動産番号を表しています。

④ 土地については、登記簿上の地目、家屋については、家屋の種類・用途を表しています。
また、土地区画整理事業等により、換地される途中の土地の場合、「仮換地等」と表しています。

⑤ 土地については、登記簿上の地積、家屋については、登記簿上の床面積を表しています。

⑥ 家屋の建築年を表しています。

⑦ 土地については、課税上の地目、家屋については、構造を表しています。

⑧ 土地については、課税上の地積、家屋については、課税上の床面積を表しています。

⑨ 家屋の課税上の階層を表しています。

⑩ 登記簿上の家屋番号を表しています。法務局に登記されていない家屋（「未登記家屋」といいます。）の場合、「未登記」と表しています。また、マンションなどの区分建物の敷地で一定のもの（「共用土地」といいます。）については、持分割合を表しています。

⑪ 土地については、非課税としている土地の地積、家屋については、非課税としている床面積を表しています。

⑫ 家屋の課税上の屋根材の種類を表しています。

⑬ 土地又は家屋の評価額を表しています。マンションなどの区分所有建物の場合、一戸当たりの評価額を表しています。共用土地の場合、敷地全体の評価額を表しています。

⑭ 土地又は家屋の固定資産税の課税標準額を表しています。マンションなどの区分所有建物の場合、一戸当たりの課税標準額、共用土地の場合、敷地全体の課税標準額を表しています。
この額に税率１００分の１．４を乗じて税相当額を算出します。

⑮ 税額減額措置により、土地又は家屋の軽減された固定資産税の税額を表しています。

⑯ 土地又は家屋の都市計画税の課税標準額を表しています。マンションなどの区分所有建物の場合、一戸当たりの課税標準額、共用土地の場合、敷地全体の課税標準額を表しています。
この額に税率１００分の０．３を乗じて税相当額を算出します。

⑰ 税額減額措置により、土地又は家屋の軽減された都市計画税の税額を表しています。

⑱ 原則として、評価額と本則課税標準額は同一となります。
ただし、固定資産税の課税標準の特例が適用される場合、その特例率を乗じています。

⑲ 風水害や公共的施設により、減免された固定資産税の税額を表しています。

⑳ 原則として、評価額と本則課税標準額は同一となります。
ただし、都市計画税の課税標準の特例が適用される場合、その特例率を乗じています。

㉑ 風水害や公共的施設により、減免された都市計画税の税額を表しています。

㉒ 土地の前年度の固定資産税の課税標準額、若しくは、分合筆等があった場合はその土地に類似する土地の前年度に比準する固定資産税の課税標準額を表しています。

㉓ 土地又は家屋の固定資産税の税額を表しています。

㉔ 土地の前年度の都市計画税の課税標準額、若しくは、分合筆等があった場合はその土地に類似する土地の前年度に比準する都市計画税の課税標準額を表しています。

㉕ 土地又は家屋の都市計画税の税額を表しています。

㉖ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の地積を表しています。

㉗ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の固定資産税の課税標準額を表しています。

㉘ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の固定資産税の負担水準※を表しています。

㉙ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の都市計画税の課税標準額を表しています。

㉚ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の都市計画税の負担水準※を表しています。

※　負担水準とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているのかを示すもので、次の算式によって求められます。

負担水準＝前年度課税標準額÷本則課税標準額

お問合せ先

資産税課　電話（直通）　０８４－９２８－１０２４・１０２６　（土地）

０８４－９２８－１０２３・１０２５　（家屋）

０８４－９２８－１０２２　（償却資産）

見本

A4　ﾄ55　2025.12　8,000

名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）の見方

※全て賦課期日（1月1日）時点の内容です。

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="2">土地又は家屋の所在地</td><td>不動産番号</td><td rowspan="2">固定</td><td>課税標準額(円)</td><td>本則課税標準額(円)</td><td colspan="3">前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)</td></tr>
<tr><td>登記地目又は種類・用途</td><td>登記地積又は床面積(㎡)</td><td>建築年</td><td rowspan="3">評価額(円)</td><td>軽減税額(円)</td><td>減免税額(円)</td><td colspan="3">相当税額(円)</td></tr>
<tr><td>現況地目又は構造</td><td>現況地積又は床面積(㎡)</td><td>現況階層</td><td rowspan="2">都計</td><td>課税標準額(円)</td><td>本則課税標準額(円)</td><td colspan="3">前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)</td></tr>
<tr><td>家屋番号又は共用土地の持分割合</td><td>非課税地積又は床面積(㎡)</td><td>現況屋根</td><td>軽減税額(円)</td><td>減免税額(円)</td><td colspan="3">相当税額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="3">備考</td><td>小規模住宅用地</td><td rowspan="3">地積</td><td rowspan="3">固定
課税標準額(円)</td><td rowspan="3">固定
負担
水準</td><td rowspan="3">都計
課税標準額(円)</td><td rowspan="3">都計
負担
水準</td></tr>
<tr><td>一般住宅用地</td></tr>
<tr><td>上記以外の土地</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="2">②</td><td>③</td><td rowspan="4">固定
都計</td><td>⑭</td><td colspan="2">⑱</td><td colspan="3">㉒</td></tr>
<tr><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td rowspan="3">⑬</td><td>⑮</td><td colspan="2">⑲</td><td colspan="3">㉓</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td>⑯</td><td colspan="2">⑳</td><td colspan="3">㉔</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>⑪</td><td>⑫</td><td>⑰</td><td colspan="2">㉑</td><td colspan="3">㉕</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="3"></td><td>小規模住宅用地</td><td rowspan="3">㉖</td><td rowspan="3">㉗</td><td rowspan="3">㉘</td><td rowspan="3">㉙</td><td rowspan="3">㉚</td></tr>
<tr><td>一般住宅用地</td></tr>
<tr><td>上記以外の土地</td></tr>
</table>

① 土地、家屋の別を表しています。

② 土地の場所、家屋が建っている場所を表しています（住居表示の住所とは異なります。）。

③ 登記簿上の不動産番号を表しています。

④ 土地については、登記簿上の地目、家屋については、家屋の種類・用途を表しています。
また、土地区画整理事業等により、換地される途中の土地の場合、「仮換地等」と表しています。

⑤ 土地については、登記簿上の地積、家屋については、登記簿上の床面積を表しています。

⑥ 家屋の建築年を表しています。

⑦ 土地については、課税上の地目、家屋については、構造を表しています。

⑧ 土地については、課税上の地積、家屋については、課税上の床面積を表しています。

⑨ 家屋の課税上の階層を表しています。

⑩ 登記簿上の家屋番号を表しています。法務局に登記されていない家屋（「未登記家屋」といいます。）の場合、「未登記」と表しています。また、マンションなどの区分建物の敷地で一定のもの（「共用土地」といいます。）については、持分割合を表しています。

⑪ 土地については、非課税としている土地の地積、家屋については、非課税としている床面積を表しています。

⑫ 家屋の課税上の屋根材の種類を表しています。

⑬ 土地又は家屋の評価額を表しています。マンションなどの区分所有建物の場合、一戸当たりの評価額を表しています。共用土地の場合、敷地全体の評価額を表しています。

⑭ 土地又は家屋の固定資産税の課税標準額を表しています。マンションなどの区分所有建物の場合、一戸当たりの課税標準額、共用土地の場合、敷地全体の課税標準額を表しています。
この額に税率１００分の１．４を乗じて税相当額を算出します。

⑮ 税額減額措置により、土地又は家屋の軽減された固定資産税の税額を表しています。

⑯ 土地又は家屋の都市計画税の課税標準額を表しています。マンションなどの区分所有建物の場合、一戸当たりの課税標準額、共用土地の場合、敷地全体の課税標準額を表しています。
この額に税率１００分の０．３を乗じて税相当額を算出します。

⑰ 税額減額措置により、土地又は家屋の軽減された都市計画税の税額を表しています。

⑱ 原則として、評価額と本則課税標準額は同一となります。
ただし、固定資産税の課税標準の特例が適用される場合、その特例率を乗じています。

⑲ 風水害や公共的施設により、減免された固定資産税の税額を表しています。

⑳ 原則として、評価額と本則課税標準額は同一となります。
ただし、都市計画税の課税標準の特例が適用される場合、その特例率を乗じています。

㉑ 風水害や公共的施設により、減免された都市計画税の税額を表しています。

㉒ 土地の前年度の固定資産税の課税標準額、若しくは、分合筆等があった場合はその土地に類似する土地の前年度に比準する固定資産税の課税標準額を表しています。

㉓ 土地又は家屋の固定資産税の税額を表しています。

㉔ 土地の前年度の都市計画税の課税標準額、若しくは、分合筆等があった場合はその土地に類似する土地の前年度に比準する都市計画税の課税標準額を表しています。

㉕ 土地又は家屋の都市計画税の税額を表しています。

㉖ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の地積を表しています。

㉗ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の固定資産税の課税標準額を表しています。

㉘ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の固定資産税の負担水準※を表しています。

㉙ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の都市計画税の課税標準額を表しています。

㉚ 小規模住宅用地、一般住宅用地、若しくは非住宅用地の都市計画税の負担水準※を表しています。

※　負担水準とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているのかを示すもので、次の算式によって求められます。

負担水準＝前年度課税標準額÷本則課税標準額

お問合せ先
資産税課　電話（直通）　０８４－９２８－１０２４・１０２６　（土地）
０８４－９２８－１０２３・１０２５　（家屋）
０８４－９２８－１０２２　（償却資産）

No.1-2 【資産税課　帳票印刷仕様書】

項　　目	仕　　様
帳票名	価格等決定（修正）通知書・更正（賦課）決定通知書
規　格	紙質：上質（５５g/㎡） 文字：一色刷り　緑　両面印刷 A4版 その他見本のとおり
字　体	ゴシック体及び明朝体
サイズ	A4
レイアウト	原稿表、裏及び見本のとおり 原稿は、A4　Excel様式のデータをお渡しします。
連単区分	単票
印刷枚数	１２,０００枚
校正	要校正（１回）
納品方法	搬入
納入期限	２０２７年（令和9年）2月3日（水）以降 ２０２７年（令和9年）3月3日（水）まで　１２,０００枚
納品場所	資産税課（福山市東桜町３番５号　本庁舎２階）
担当	資産税課　℡ 084 - 928 - 1022（直通）　担当　下村

原稿

◎ 課税の根拠については、裏面に記載しています。

A4　上55　2027.3　12,000

1　課税の根拠

(1) 固定資産税

地方税法及び福山市税条例の規定によって、毎年１月１日現在、福山市内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対して課するものです。

（地方税法第３４２条、第３４３条　福山市税条例第４４条）

(2) 都市計画税

地方税法及び福山市税条例の規定によって、毎年１月１日現在、福山市内の市街化区域に所在する固定資産（土地・家屋）の所有者に対して課するものです。

（地方税法第７０２条　福山市税条例第１２７条）

2　納期

第１期　　４月１６日から４月３０日まで
第２期　　７月１６日から７月３１日まで
第３期　　９月１６日から９月３０日まで
第４期　　１２月１６日から１２月２５日まで

※納期限が市の休日（土日祝）の場合は、翌日が納期限となります。

3　税率

固定資産税
　１００分の１．４（土地・家屋・償却資産）
都市計画税
　１００分の０．３（土地・家屋）

4　審査申出について

課税の基礎となった固定資産の価格に不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、この通知書の交付を受けた日以後３か月を経過する日までに、文書をもって、福山市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

5　審査請求について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から６か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。ただし、裁決の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6　納期限までに納付しなかった場合の措置

(1) 延滞金について

未納税額の納期限の翌日から納付（納入）日までの期間の日数に応じ、年１４．６％。ただし、当該年の前年の租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合に年１％を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年７．３％に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年７．３％を加算した割合（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年７．３％を超える場合には年７．３％）を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合です。

（注）ア　各期別の税額が２，０００円未満の場合は、延滞金はかかりません。

イ　各期別の税額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切捨てて延滞金を計算します。

ウ　延滞金額が１，０００円未満の場合は、延滞金はかかりません。

エ　延滞金額に１００円未満の端数がある場合は、その端数は切捨てます。

(2) 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状を発送した日から起算して１０日を経過した日までに、税金を完納しなかった場合は、財産の差押えを受けることがあります。

7　納付の場所

(1) 次の金融機関の全国店舗

広島銀行	中国銀行
山口銀行	伊予銀行
百十四銀行	山陰合同銀行
もみじ銀行	西日本シティ銀行
香川銀行	トマト銀行
しまなみ信用金庫	愛媛銀行
中国労働金庫	広島信用金庫
広島県信用組合	備後信用組合
両備信用組合	笠岡信用組合
信用組合広島商銀	福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会	

(2) 全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関

（ただし、地方税統一ＱＲコードの印字があるものに限る）

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 全国のゆうちょ銀行、郵便局

(4) 次のコンビニエンスストアの国内店舗

セブン－イレブン	生活彩家
ローソン	ローソンストア１００
ファミリーマート	ミニストップ
セイコーマート	ハマナスクラブ
ハセガワストア	タイエー
ポプラ	デイリーヤマザキ
スリーエイト	ＭＭＫ設置店
ヤマザキデイリーストアー	
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
ニューヤマザキデイリーストア	

(5) 次のスマートフォンアプリ

PayPay請求書払い	支払秘書
PayB	d払い　請求書払い
au PAY（請求書支払い）	楽天ペイ（請求書払い）
AEON Pay 請求書払い	FamiPay　請求書支払い

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記「スマホアプリ請求書払」を利用したお支払いはできません。

※金融機関及びコンビニエンスストアの名称は、２０２６年（令和８年）１２月１日現在のものです。その後、名称等の変更がある場合は、読替えてください。

8　免税点について

・土地（３０万円）
・家屋（３０万円）
・償却資産（１８０万円）

見本

◎ 課税の根拠については、
裏面に記載しています。

A4　上55　2025.12　12,000

1 課税の根拠

(1) 固定資産税

地方税法及び福山市税条例の規定によって、毎年１月１日現在、福山市内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対して課するものです。

（地方税法第３４２条、第３４３条　福山市税条例第４４条）

(2) 都市計画税

地方税法及び福山市税条例の規定によって、毎年１月１日現在、福山市内の市街化区域に所在する固定資産（土地・家屋）の所有者に対して課するものです。

（地方税法第７０２条　福山市税条例第１２７条）

2 納期

第１期　　４月１６日から４月３０日まで
第２期　　７月１６日から７月３１日まで
第３期　　９月１６日から９月３０日まで
第４期　　１２月１６日から１２月２５日まで

※納期限が市の休日（土日祝）の場合は、翌日が納期限となります。

3 税率

固定資産税

１００分の１．４（土地・家屋・償却資産）

都市計画税

１００分の０．３（土地・家屋）

4 審査申出について

課税の基礎となった固定資産の価格に不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、この通知書の交付を受けた日以後３か月を経過する日までに、文書をもって、福山市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

5 審査請求について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から６か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。ただし、裁決の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6 納期限までに納付しなかった場合の措置

(1) 延滞金について

未納税額の納期限の翌日から納付（納入）日までの期間の日数に応じ、年１４．６％。ただし、当該年の前年の租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合に年１％を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年７．３％に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年７．３％を加算した割合（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年７．３％を超える場合には年７．３％）を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合です。

（注）ア　各期別の税額が２，０００円未満の場合は、延滞金はかかりません。

イ　各期別の税額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切捨てて延滞金を計算します。

ウ　延滞金額が１，０００円未満の場合は、延滞金はかかりません。

エ　延滞金額に１００円未満の端数がある場合は、その端数は切捨てます。

(2) 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状を発送した日から起算して１０日を経過した日までに、税金を完納しなかった場合は、財産の差押えを受けることがあります。

7 納付の場所

(1) 次の金融機関の全国店舗

広島銀行	中国銀行
西日本シティ銀行	山口銀行
香川銀行	山陰合同銀行
伊予銀行	百十四銀行
トマト銀行	もみじ銀行
愛媛銀行	中国労働金庫
しまなみ信用金庫	広島信用金庫
広島県信用組合	両備信用組合
笠岡信用組合	備後信用組合
信用組合広島商銀	福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会	

(2) 全国のゆうちょ銀行、郵便局

(3) 全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(4) 次のコンビニエンスストアの国内店舗

セブン－イレブン	ファミリーマート
ミニストップ	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ
ローソン	くらしハウス
生活彩家	
ポプラ	
デイリーヤマザキ	
ヤマザキデイリーストアー	
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
ニューヤマザキデイリーストア	
ＭＭＫ（マルチメディアキオスク端末）	

※金融機関及びコンビニエンスストアの名称は、２０２５年（令和７年）８月１日現在のものです。その後、名称等の変更がある場合は、読替えてください。

8 免税点について

同一所有者の課税標準額の合計が次の額未満の場合は課税されません。

・土地（３０万円）
・家屋（２０万円）
・償却資産（１５０万円）